

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和5年11月17日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年3月29日から同年4月30日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び光市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年3月29日

山口県知事 村 岡 嗣 政

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ドラッグストアモリ光市島田店

所在地 光市島田六丁目2831の1

#### 2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。